

第7章 監査の結果及び意見（個別事業）

第1. 第三セクター等

1. 沖縄都市モノレール株式会社

1. 第三セクター等の概要

（令和4年3月31日現在）

法人名	沖縄都市モノレール株式会社
所在地	那覇市字安次嶺 377 番地 2
HP	https://www.yui-rail.co.jp/
設立年月日	昭和 57 年 9 月 27 日
団体の代表者	渡慶次道俊氏（代表取締役社長）
出資の状況	【資本金及び資本剰余金】 100,000,000 円（※） 【那覇市からの累積出資額】 4,648,300,000 円 【那覇市の出資割合】 33.60%（自己株式を除く） ※ 沖縄都市モノレール株式会社は令和4年3月7日に無償減資を行っている。
主要株主	沖縄県（持株比率 38.06%） 那覇市（持株比率 33.60%） 沖縄振興開発金融公庫（持株比率 14.46%） 浦添市（持株比率 4.45%） ※持株比率は自己株式を除く
設立目的	沖縄県の政治・経済の中心である那覇都市圏において交通渋滞が顕著であったことから、これを解消する目的で設立された。
主な事業内容	モノレールの運行
組織	【機関】 株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人 【主な部署】 総務部（総務課、経理課） 運輸部（運転課、営業サービス課、） 技術部（車両課、施設課） 経営戦略室

	安全推進室 3 両化推進室
役職員の人数	【役員】 取締役：9 名、監査役：4 名 【従業員】 240 名
経営健全化方針の策定	有
会計監査人の有無	有

2. 市と団体との関係

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

担当部課	都市みらい部 都市計画課
関連する主な計画	第 5 次那覇市総合計画…施策 48 那覇市交通基本計画 第二期 那覇市総合交通戦略
市から団体への主な財政的援助の概要	【累計出資額】 4,648,300,000 円 【補助金予算執行額（令和 3 年度）】 建設補助金：618,639,000 円 補助金：2,110,800 円 【貸付金残高（令和 3 年度末）】 6,619,412,500 円
市から団体への業務委託	委託費予算執行額：61,718,800 円
人的関係	【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】 ・取締役（非常勤）として、市長及び副市長の 2 名が就任 【団体の役職員のうち、市職員の退職者】 ・監査役（非常勤）のうち、1 名が市職員出身者 ・職員のうち、2 名が市職員出身者（総務部長、3 両化推進室室長代理）
市の財産の貸与等	変電所用地として、市所有の土地を賃貸している（有償）

3. 財務諸表の推移

(貸借対照表)

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
流動資産	4,492,234	3,785,924	3,554,197	※1
固定資産	17,240,792	16,735,250	17,201,442	※2
資産計	21,733,027	20,521,174	20,755,640	
流動負債	2,048,475	1,317,038	3,000,814	※3
固定負債	18,332,702	19,232,157	18,955,765	※4
負債計	20,381,177	20,549,195	21,956,579	
資本金	10,720,000	10,720,000	100,000	※5
資本剰余金	3,142,500	3,142,500	—	※5
利益剰余金	△12,510,649	△13,890,520	△1,300,938	
純資産計	1,351,850	△28,020	△1,200,938	
負債・純資産計	21,733,027	20,521,174	20,755,640	

【決算概況】

※1：令和2年度及び令和3年度は、新型コロナの影響により2期連続大幅赤字となったことに伴い、保有する現預金残高も減少した。(現預金残高は、令和元年度末の3,513百万円から、令和3年度末は645百万円減少し2,868百万円となった。)

※2：固定資産には、モノレール車両や駅舎の構築物等の有形固定資産が多額に計上されている。

令和3年度は、3両化事業に伴う建設仮勘定が1,617百万円増加した。

※3：令和3年度は、3両化事業に係る県や市からの補助金受領に伴い、前受金が前期比で1,442百万円増加した。

※4：令和3年度末は、長期借入金が18,674百万円計上されていた。

※5：令和3年度に欠損補填のための無償減資を行ったことにより、資本金が100百万円に減少し、資本剰余金残高がゼロとなった。

(損益計算書)

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
営業収益	4,261,864	2,329,117	2,495,976	※1
営業費	3,595,004	3,611,426	3,646,456	

営業損益	666,859	△1,282,309	△1,150,479	※1
営業外収益	42,627	36,657	36,084	
営業外費用	137,294	130,008	63,192	
経常損益	572,192	△1,375,660	△1,177,588	
特別利益	6,737,225	1,079,244	12,350	※2
特別損失	6,970,668	1,079,244	7,350	※2
税引前当期純損益	338,749	△1,375,660	△1,172,588	
法人税等	122,430	4,210	330	
当期純損益	216,319	△1,379,870	△1,172,918	※1

【決算概況】

※1：令和2年度及び令和3年度は、新型コロナの影響により売上が激減し、2期連続大幅赤字となった。

※2：令和元年度及び令和2年度は、補助金を財源とする固定資産の取得に伴い、補助金収入（特別利益）及び固定資産圧縮損（特別損失）が多額に計上されている。

4. 監査の結果及び意見

(1) 市の出資手続

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見①>増資時の1株あたり出資額についてより詳細に検討すべき

那覇市は、平成26年度から令和元年度までの6事業年度に渡り、沖縄都市モノレール㈱へ増資しているが、当該増資時の1株当たり出資額はいずれも50,000円となっていた。

市は、沖縄都市モノレール㈱の旧定款において1株当たり額面額が50,000円であることを理由として挙げているが、現行の定款及び現行の会社法においては1株当たり金額の規制は行われていないため、市の主張は1株当たり金額を50,000円として増資したことの根拠として非常に弱い。

経済合理性の観点から言えば、増資時点における株式の時価をもって1株当たり金額を算定すべきである。株式の時価算定方法としては、以下のような手法が考えられる。

(株価算定方法の例)

インカム・アプローチ	・ DCF 法 ・ 収益還元法 ・ 配当還元法
マーケット・アプローチ	・ 市場株価法

	・類似会社比準法
ネットアセット・アプローチ	・簿価純資産法 ・時価純資産法

ここで、市の増資時点において沖縄都市モノレール㈱が債務超過であったことを踏まえると、1株当たり金額の時価が50,000円を下回ることも十分に想定されるが、仮に1株当たり金額の時価が50,000円を下回っていた場合、市は時価を上回る金額で割高に沖縄都市モノレール㈱の株式を取得したことになる。

市が沖縄都市モノレール㈱に増資する理由として、同社への財政的支援等の要素も含まれることから、時価を上回る金額で増資すること自体を否定するものではない。

この点、増資理由、増資総額、1株当たり増資額（＝50,000円）及び取得株式数については、市議会へ予算上程し、予算委員会にて説明を行った上で市議会の承認を得ており、増資の手続自体は適切に行われている。

しかしながら、増資手続の過程において、1株当たり出資額が時価を上回る金額で割高に増資することの可否について、詳細に検討されているわけではなかった。時価を上回る金額で割高に増資せざるを得ない場合には、割高で増資する事実及び理由についても明らかにした上で、増資の可否を検討し、増資の承認権限を有する市議会に対しても、その理由を開示すべきである。

また、時価を上回る金額で増資した場合には、その結果として、「債務超過の会社に対して時価を超える価格で増資した際、子会社支援等でやむを得ない事情ある場合やその他経済合理性が認められる場合には税務上寄附金とはならないが、そうでない場合には、寄附金として認定される可能性がある。」との裁判所判例が存在する。（福井地裁平成13年1月17日判決（訟月48巻6号1560頁））

この点、市担当課に質問したところ、税務上寄附金認定されるリスクについて、沖縄都市モノレール㈱の顧問税理士からは特に意見は無かったとのことであるが、市及び沖縄都市モノレール㈱は、当該税務上のリスクを予め認識した上で、能動的に沖縄都市モノレール㈱の顧問税理士等の専門家の見解を確認する必要がある点に留意されたい。

（２） 第三セクター等のガバナンス

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見②>第三セクター等による自己評価に改善の余地がある

市の担当課によれば、沖縄都市モノレール㈱における事業の自己評価及び、それを受けた市のモニタリング評価は、<意見⑧>で後述する「沖縄都市モノレール株式会社経営健全化

検討委員会」で実施されているとのことであった。

そこで、「沖縄都市モノレール株式会社経営健全化検討委員会」における資料を入手したところ、事業実績の概要は、主に以下の方法によって沖縄都市モノレール(株)より説明されていた。

- ・ 営業収益及び営業費用について、中長期経営計画と実績数値との比較及び差異理由
- ・ 営業収益及び営業費用について、前期実績と当期実績との比較及び差異理由
- ・ 1日当たり輸送人数及び客単価について、前期実績と当期実績との比較
- ・ 主な設備投資の状況報告
- ・ 資金残高及び主な収支取引の概要報告

このように、事業実施概要については十分な説明が行われていたと考えられる。

一方で、沖縄都市モノレール(株)における事業の自己評価及び、それを受けた市のモニタリング評価はどのような結果だったのか、また、その評価過程において認識された課題についてどのように対処するのか、といった点については不明確であった。

第三セクター等の評価方法については、第三セクター等に関する総務省指針第2.1(3)において、以下のように記載されている。

地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。

評価に当たっては、外部の専門家の意見等も参考としつつ、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査するとともに、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要である。その際、当該第三セクター等の「存続（事業継続）の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）の明確化に取り組むことが望ましい。

なお、地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。

市は、第三セクター等に関する総務省指針第2.1(3)を踏まえ、例えば、以下のようなモニタリング評価を実施した上で、その評価結果について、記録保存することを検討されたい。

- ・ 予算未達や前期より数値が悪化した項目について、原因分析及び改善策について検討し、次年度以降、改善策の達成状況についてモニタリングする。
- ・ 沖縄都市モノレール(株)の事業実施上の課題（赤字解消、債務超過解消、過重な債務負担、等）に対する対応策について検討し、その達成状況をモニタリングする。
- ・ その他、利益増加施策や営業キャッシュ・フロー増加施策等の企業価値向上の施策につ

いて検討し、その達成状況をモニタリングする。

- ・ 沖縄都市モノレール㈱が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。また、第三セクター方式以外の事業手法との比較を行う。

また、市は、沖縄都市モノレール㈱が事業実施後の自己評価を実施するように指導することが望ましい。

(3) 人事の状況

P.5 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見③>取締役にあふさわしい人材が選任されているか疑問（市長が取締役を兼務）

令和3年度における沖縄都市モノレール㈱の取締役のうち、1名が那覇市長、1名が副市長となっており、合計2名が那覇市の長と兼務となっていた。（なお、取締役報酬はいずれも無償である。）

市の担当課に市の長が2名取締役に就任している理由を質問したところ、「経営状況を把握し、経営悪化等の際に市の支援が必要であるか判断するため」、「那覇市長は対外的な顔としての役割を担うため」との回答であった。

しかしながら、那覇市長については、令和3年度（令和3年6月～令和4年5月）の取締役会全5回の全てにおいて欠席という状況であった。（副市長は全て出席。）

この点、取締役は取締役会の構成員として取締役会に出席した上で、会社法362条第2項に定める職務を遂行し、また、会社法362条第4項に定める重要決議事項の賛否を判断することにより、取締役としての職責を果たす必要があると考えられるが、取締役会を全て欠席している那覇市長がその職責を果たしているとは考え難い。

【会社法362項第1項、第2項及び4項を抜粋】

第三百六十二条

- 1 取締役会は、すべての取締役に組織する。
- 2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
 - 二 取締役の職務の執行の監督
 - 三 代表取締役の選定及び解職
 - ・・・
- 4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
 - 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

- 四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項
- 六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 七 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除

また、市の担当課が那覇市長の取締役就任理由に挙げている「経営状況を把握し、経営悪化等の際に市の支援が必要であるか判断するため」という点については、取締役会に出席している副市長が1名居れば足りる。

確かに「対外的な顔としての役割」として那覇市長を取締役に就任させることは一定の意義がある可能性があるものの、対外的な顔として、具体的にどのような局面において、どのように効力を発揮されたかについては明確でない。

第三セクター等に関する総務省指針第2. 3（2）において、「地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要である」、「第三セクター等の事業内容、他の出資者及び利害関係者との関係等により、地方公共団体の長や職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るのか、十分に検討を行うことが求められる」と記載されている点を踏まえ、市は取締役としての職責を果たし得るのか、という観点から、沖縄都市モノレール(株)の取締役に市の長が2名就任する必要性について改めて検討すべきである。

<意見④>第三セクターの部長職にふさわしい人材が選任されているか疑問（元市職員が就任）

市と沖縄都市モノレール(株)は人事に関する協定を締結しており、市は当該協定に基づき、令和3年度において、2名の職員を沖縄都市モノレール(株)へ派遣した（市職員をいったん退職し、沖縄都市モノレール(株)へ転籍）。なお、転籍した2名は、沖縄都市モノレール(株)の総務部長と3両化推進室室長代理に就任している。

ここで、市職員出身者が総務部長候補として推薦された理由を担当課に質問したところ、「能力、知見、組織統括に当たった経験を有しているため」及び「総務部は会社を総括する部署であり、行政との連絡役、または、行政からの派遣者としての監督的役割を期待しているため」とのことであった。

この点、「行政との連絡役、または、行政からの派遣者としての監督的役割」を果たすという観点からは、市職員出身者が総務部長に就くことに一定の意義があると考えられる。

一方で、株式会社の総務部長（経理課を含む）として要求される知識・経験が以下の通りであると仮定すると、このような知識・経験は、市役所での勤務経験によって獲得できるとは考え難い。

【株式会社の総務部長（経理課を含む）に要求される主な知識・経験（例）】

- ・ 民間企業総務部での職務経験
- ・ 会社法、民法、労働基準法等の基礎知識
- ・ 一般に公正妥当と認められる企業会計基準の基礎知識
- ・ 法人税法、消費税法、所得税法等の基礎知識

既述の通り、令和３年度においては人事に関する協定が存在するため、市職員出身者以外の人材を総務部長に充てることは事実上難しかったものと考えられる。

しかしながら、第三セクター等に関する総務省指針第２．３（２）において、「地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要である」と記載されている点を考慮すると、市は、将来的には沖縄都市モノレール(株)に総務部長職を派遣する根拠となっている協定を継続する必要性を適宜見直すとともに、民間企業出身者や沖縄都市モノレール(株)のプロパー職員等、多様な候補者から最も総務部長職に相応しい人材を積極的に登用するよう努めるべきである。

（４）市から第三セクターへの財政的援助等

既述の通り、市は沖縄都市モノレール(株)に対し、出資、貸付及び補助金交付という形で、多額の資金援助を行っているが、モノレール運営事業は駅舎や車両等の多額な固定資産取得資金が必要であることを踏まえると、市から資金援助することはやむを得ない。

なお、監査結果は以下の通りである。

① 補助金

市は、令和３年度において、沖縄都市モノレール(株)に関する補助事業を２件実施している。

このうち、金額的に多額な「沖縄都市モノレールインフラ外整備事業建設補助金」について監査を実施した。監査結果の詳細は、P.240 において記載する。

② 貸付金

市は、有利子貸付金及び無利子貸付金を沖縄都市モノレール(株)へ融資しており、令和３

年度末時点での貸付金残高は 6,619,412,500 円である。

有利子貸付金については、「貸付後 5 年間は元本返済据置、6 年目以降 25 年間は每期元本均等返済」の返済条件としていたものの、令和 3 年度において新型コロナによる沖縄都市モノレール(株)の経営状況悪化を踏まえ、年間返済額を軽減する条件変更を行っている。

沖縄都市モノレール(株)は新型コロナに伴う乗客数大幅減少により経営状況が一時的に著しく悪化しているため、返済額軽減措置はやむを得ないものと考えられる。

③ 委託

令和 3 年度における市から沖縄都市モノレール(株)に対する業務委託取引は以下の通りである。監査結果の詳細は、「第 3. 財政的援助事業」において後述する。

事業名	予算執行額	監査結果
沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託	50,127,000 円	P. 266 に記載
那覇市市制 100 周年記念沖縄都市モノレール（ゆいレール）ラッピング車両運行等	11,591,800 円	P. 272 に記載

④ 市の財産の使用

市は沖縄都市モノレール(株)に対して、変電所用地として市所有の土地を賃貸している。有償で賃貸しており、かつ、沖縄都市モノレール(株)の事業実施上の必要性が認められることから、特段の問題は無いと判断した。

(5) 効率的な運営手法

① 契約手続

【規程等の整備状況】

沖縄都市モノレール(株)では、地方公共団体の契約事務規程を参考に会社の契約事務規程を作成しており、外部事業者と工事請負契約や業務委託契約等を締結するにあたり、競争入札や見積合わせを実施することで、費用の削減に取り組んでいる。

契約事務規程の目次は次の通りであり、網羅的に規定されている。規程では、金額が多額なものは指名競争入札を原則とし、例外的に随意契約できる場合を列举している。また、一般競争入札を実施する場合の手順についても定められている。

第 1 章 総則

第 2 章 指名競争入札

第 3 章 随意契約

第 4 章 一般競争入札

第 5 章 契約の締結

第6章 契約の履行

第7章 監督及び検査

<意見⑤>契約事務規程の記載内容に改善の余地がある

ここで、契約事務規程第9条には指名競争入札を実施する場合について、また、同第22条においては、随意契約が可能な要件について、それぞれ記載している。

【沖縄都市モノレール㈱ 契約事務規程第9条及び第22条を抜粋】

(指名競争入札)

第9条

予定価格が500万円以上の工事等の契約及び予定価格が150万円以上の物品の買入等の契約については、原則として指名競争入札によらなければならない。

(随意契約)

第22条

第9条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、随意契約によることができる。

- (1) 予定価格が500万円未満の工事等の契約であるとき
 - (2) 予定価格が150万円未満の物品の買入等の契約であるとき
 - (3) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき
 - (4) 緊急の必要により競争入札に適しないものであるとき
 - (5) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- ・・・・・・(以下省略)

上記の通り、契約事務規程第9条が該当する取引は「予定価格が500万円以上の工事等の契約 又は 予定価格が150万円以上の物品の買入等の契約」であるから、「予定価格が500万円未満の工事等の契約 又は 予定価格が150万円未満の物品の買入等の契約」について随意契約とすることは、第9条の存在とは無関係に、第22条に従って随意契約が締結されているものである。

したがって、契約事務規程第22条における「第9条の規定にかかわらず、」の箇所を削除すべきである。

【規程の運用状況】

沖縄都市モノレール㈱が令和3年度に外部事業者と締結した外部委託契約のうち、金額の高いものを中心に5件を抽出し、契約事務が規程に従い適切に運用されていることを確認するために監査手続を実施した。監査対象となった契約及び監査結果は以下の通り。

ア. 車両保守業務委託

1. 委託契約の概要

契約名	令和3年度車両保守業務委託
契約内容	モノレールの安全・安定的かつ快適な運行のために、「鉄道運転規則」第28条に定められている「重要部検査」（詳細は、下記（2）①参照）を委託している。
契約先	株式会社日立沖縄
契約方法	随意契約
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担当部課	技術部 車両課
落札率	100.0%
予定価格積算方法	参考見積書を1者から徴収して算定
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約とした理由	契約事務規程第22条第3号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的知識が必要な業務であることを理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

随意契約により業者を選定している。

保守業務は、車両の製造業者以外に実施させることが困難であることから、1者随意契約によることは、特段問題ない。

(3) 委託金額の決定方法

a. 予定価格調書の作成

<意見⑥> 予定価格調書を作成しなかった場合の取り扱いに改善の余地がある

契約事務規程第4条において、「契約担当者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定し、これを記載した書面を作成しなければならない。ただし、契約の内容がこれを要しないもの又は軽微なものについては、この限りではない」と定められている。今回は、1者随意契約のため、「契約の内容がこれを要しないもの」に該当するとの理由で予定価格調書は作成しなかったとのことであるが、その場合においても、予定価格調書を作成しなかった理由を書面等で残しておく必要があった。

なお、改正後の契約事務規程（令和4年4月1日以降適用）では、「ただし、契約の内容

がこれを要しないもの又は軽微なものについては、この限りではない」の箇所が削除されており、今後の契約事務においては、予定価格調書の作成は省略できないこととされている。

b. 見積書の徴取（見積合わせ）

＜指摘①＞随意契約を締結する際の見積書入手方法が契約事務規程を遵守していない

契約事務規程第 23 条によると、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として 2 者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、・・・特別な事情により 2 者以上から見積書を取ることが出来ない場合は 1 者から見積書を取るものとする」とある。当該契約は随意契約のために契約者が特定されていることから、1 者からのみ見積書を入手している点に特段問題はない。

しかし、入手していた見積書は予定価格算定のための参考見積書（令和 4 年 2 月 1 日付）であり、契約事務規程第 23 条に定める見積合わせのための見積書を入手していない。契約事務規程第 23 条に従い、見積り合わせをするための見積書を入手すべきである。

(4) 契約締結、業務の履行確認

契約事務規程第 31 条の 3 によると、「検査に合格したときは、契約の相手方の請求により、所定の手続きに従い、契約代金の支払いを行うものとする」と定められている。

委託先による重要部検査作業完了後、技術部車両課の検査員が検査を行い、「車両定期検査成績書」を作成する。成績書は、最終的には技術部長の承認を受ける。

成績書に添付されている「中間検査チェック表」、「台車仕上がり検査表」「床下仕上がり検査表」、「完成仕上がり検査表」、「総合試験記録表」等を閲覧したが、担当者が個別項目検査後に手書きで検査結果を記入しており、履行確認は適切に実施されており、特段指摘すべき事項はない。

イ. 沖縄都市モノレール駅舎改修工事監理業務委託 その 1

沖縄都市モノレール駅舎改修工事監理業務委託 その 2

1. 委託契約の概要

契約名	沖縄都市モノレール駅舎改修工事監理業務委託（その 1）
契約内容	沖縄都市モノレール駅舎改修工事の監理業務を委託している。
契約先	株式会社トーニチコンサルタント沖縄事務所
契約方法	随意契約
契約期間	令和 3 年 9 月 17 日～令和 5 年 6 月 14 日
担当部課	3 両化推進室
落札率	100.0%
予定価格積算方法	参考見積書を 2 者から徴収して算定

委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約とした理由	契約事務規程第 22 条第 3 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」

契約名	沖縄都市モノレール駅舎改修工事監理業務委託（その 2）
契約内容	沖縄都市モノレール駅舎改修工事の監理業務を委託している。
契約先	八千代エンジニアリング株式会社沖縄事務所
契約方法	随意契約
契約期間	令和 3 年 9 月 17 日～令和 5 年 6 月 14 日
担当部課	3 両化推進室
落札率	100.0%
予定価格積算方法	参考見積書を 2 者から徴収して算定
委託理由	高度・専門的な知識が必要なため
随意契約とした理由	契約事務規程第 22 条第 3 号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的知識が必要な業務であること理由に外部に委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

1 者随意契約により業者を選定している。

随意契約理由書によると、「設計業務と監理業務は一連の業者が行う必要がある」との理由で 1 者随意契約を締結している。担当者によると、設計業務発注段階では、監理業務は入札等も視野に入れていたが、工事の特異性から同一業者にさせることを指名審査会で決定したとのことであり、特段指摘すべき事項はない。

(3) 委託金額の決定方法

a. 予定価格調書の作成

契約事務規程第 4 条において、「契約担当者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定し、これを記載した書面を作成しなければならない。」と定められている。

令和 3 年 8 月に参考見積書を入手し、これをもとに委託設計書（令和 3 年 8 月 26 日付）、予定価格調書（令和 3 年 9 月 8 日付）を作成しており、特段指摘すべき事項はない。

b. 見積書の徴取

契約事務規程第 23 条に従い、9 月 10 日に見積合わせを実施しており、特段指摘すべき

事項はない。なお、1者随意契約のため、見積書も1者からのみの入手である。

(4) 契約締結、業務の履行確認

設計業者からの工数実績に単価を乗じて計算し、委託出来高調書を作成していた。また、当該調書に基づき検査調書も作成・承認されており、特段指摘すべき事項はない。

ウ. 沖縄都市モノレール新車両基地建設工事発注者支援業務

1. 取引の概要

(1) 事業の概要

一部車両の3両化に伴い、沖縄都市モノレール(株)が新たに車両基地建設工事を実施する必要が生じたが、当該建設工事の設計・施工段階において、業務受託者の高度な専門技術やマネジメント能力を活用することで、工期短縮・コスト削減・工事品質確保を図ることを目的とする事業である。

(2) 委託契約の概要

契約名	沖縄都市モノレール新車両基地建設工事発注者支援業務
契約先	(株)建設技術研究所沖縄支社・(株)ホープ設計 共同企業体
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約期間	令和3年4月30日～令和7年1月31日
担当部課	3両化推進室
落札率	99.4%
予定価格積算方法	受注予定者より見積書を徴収して算定
委託理由	プロポーザル参加者のうち、評価点が最も高かったため
随意契約とした理由	プロポーザル方式により選定しており、契約事務規程第22条第3号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき」に該当する

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

高度な専門的知識が必要な業務であることから委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法

随意契約により業者を選定している。プロポーザル方式により、評価点が最も高かった相手先と契約を締結しており、特段問題は無い。

(3) 委託金額の決定方法

a. 見積書の徴取

契約に際して、1 者から見積書を徴取している。

契約事務規程第 23 条によると、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として 2 者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、1 件の金額が 10 万円未満の契約をしようとするとき、又は特別の事情により 2 者以上から見積書を取る事が出来ない場合は 1 者から見積書を取るものとする」とある。当該契約は随意契約のために契約者が特定されていることから、1 者から見積書を徴しており、特段指摘すべき事項はない。

(4) 契約締結、業務の履行確認

委託業務検査調書を閲覧したところ、令和 3 年度の出来高について検査を行っていることを確認した。

エ. 沖縄都市モノレール技術支援業務委託 R3 その 1

1. 取引の概要

(1) 事業の内容

3 両化事業の効率的な進捗を図るため、沖縄都市モノレール(株)の体制・能力の補完を目的として専門的技術者を配置し、専門的技術者により関連する工事等の設計・発注・施工及び工事監督を補助することを目的とする事業である。

<工事監督の補助対象業務>

新車両基地設計、インフラ外電気設備工事

(2) 委託契約の概要

契約名	沖縄都市モノレール技術支援業務委託 R3（その 1）
契約先	株式会社大東エンジニアリング
契約方法	随意契約（1 社随契）
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
担当部課	3 両化推進室
落札率	99.4%
予定価格積算方法	参考見積書を 1 者から徴収して算定
委託理由	専門的な知識・技術が必要なため
随意契約とした理由	新車両基地設計及びインフラ外電気設備工事について監督補助業務を実施するには、これまでの設計の経緯等を熟知している必要があり、現に履行中の契約者以外に履行されることが不利となるため（契約事務規程第 22 条第 6 号）

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的知識・技術が必要な業務であることから当初より委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法の妥当性

随意契約により令和2年度と同様の相手先と契約を締結しているが、随意契約とする理由は妥当であり、特段指摘すべき事項はない。

(3) 委託金額の決定方法

a. 見積書の徴取

契約に際して、1者から見積書を徴取している。

契約事務規程第23条によると、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として2者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、1件の金額が10万円未満の契約をしようとするとき、又は特別の事情により2者以上から見積書を取る事が出来ない場合は1者から見積書を取るものとする」とある。当該契約は契約者が特定されていることから、1者から見積書を徴しており、特段指摘すべき事項はない。

(4) 契約締結、業務の履行確認

業務完了通知書、検査調書、業務成果物引渡書を確認した。特段指摘すべき事項はない。

オ. 沖縄都市モノレール技術支援業務委託R3 その2

1. 取引の概要

(1) 事業の概要

3両化事業の効率的な進捗を図るため、沖縄都市モノレール(株)の体制・能力の補完を目的として専門的技術者を配置し、専門的技術者により関連する工事の監督を補助することを目的とする事業である。

<工事監督の補助対象業務>

可動安全柵設置工事、インフラ外設備設置（ホーム監視カメラ設備、放送設備、信号設備工事、標識工事）

(2) 委託契約の概要

契約名	沖縄都市モノレール技術支援業務委託R3（その2）
-----	--------------------------

契約先	株式会社協和建設コンサルタント
契約方法	一般競争入札
契約期間	令和3年5月6日～令和5年4月30日
担当部課	3両化推進室
落札率	92.7%
予定価格積算方法	沖縄県が定める現場技術業務委託積算基準及び国土交通省の定める工事監督支援業務積算基準に基づき積算
委託理由	専門的な知識が必要なため

2. 監査の結果

(1) 外部委託することの妥当性

専門的知識・技術が必要な業務であることから当初より委託しており、特段指摘事項はない。

(2) 業者選定方法（契約方式）の妥当性

一般競争入札により業者を選定しており、特段指摘すべき事項はない。

(3) 契約締結、業務の履行確認

業務完了通知書、検査調書を確認した。特段指摘すべき事項はない。

(6) 市によるモニタリング

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見⑦>株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が文書化されていない

市は、沖縄都市モノレール(株)の株主であるため、同社の株主総会における議案に対して、その賛否を意思決定する必要がある。担当課によれば、議案について市長及び副市長に説明し、異存が無い旨を確認しているとのことであったが、口頭での確認に留まっており、起案書等が作成されていなかった。

市の業務における意思決定過程を記録・保存することは重要であるから、株主総会の議案に対する賛否について起案書等を作成し、保存すべきである。

<意見⑧>経営健全化方針の記載内容が十分でない

「第三セクター等の経営健全化方針の策定について（総務省自治財政局公営企業課長通知 平成30年2月20日）」に従い、市は債務超過法人である沖縄都市モノレール(株)の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を平成31年4月26日に策定し、当該方針の進捗管理のために、年2回の頻度で『沖縄都市モノレール株式会社経営健全化検討委員会』を開催

している。なお、当該委員会は、沖縄都市モノレール(株)及び主要株主である沖縄県、那覇市、浦添市、沖縄振興開発金融公庫で構成されている。

市による沖縄都市モノレール(株)のモニタリングは、主に当該経営健全化検討委員会への参加を通じて実施されているとのことであるため、関連資料の査閲、及び、担当課への質問等により、市のモニタリング状況について監査を実施したところ、以下の事項が発見された。
※市の HP において、経営健全化方針及び毎年の取り組み状況が公表されている。

https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/tosi/seisaku/keieikenz_enka.html

「第三セクター等の経営健全化方針の策定について（総務省自治財政局公営企業課長通知平成 30 年 2 月 20 日）」 1. によれば、経営健全化方針の記載内容として、以下のような事項が挙げられている。

(1) 法人の概要

(2) 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

法人の経営状況、財政的なリスク（下記 2 の（1）から（4）までのいずれかのことをいう。以下同じ。）の現状、財政的なリスクが高くなった要因などを分析すること。

また、これまでの地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与についても盛り込むこと。

(3) 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針の別紙 2 に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討を行うこと。

(4) 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応や地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応を記載すること。対応の記載に当たっては、財政的なリスクを解消させるまでの具体的なスケジュールを立てること。ただし、今後 5 年間で財政的なリスクを解消できない場合には、その理由と今後 5 年間で財政的なリスクをどのように改善していくか明記すること。

(5) その他必要な事項

次に、沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針の「(3) 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討」及び「(4) 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応」の記載内容は以下の通りである。

4. 抜本的な改革を含む経営健全化の取り組みに係る検討

本県においては、沖縄都市モノレールは唯一の鉄軌道事業であることや、都市部の交通渋滞が社会問題化していることから、モノレールが提供する定時・定速の公共交通サービ

スは欠くことの出来ない重要なものとなっている。(事業の意義が認められるとの判断)

また、事業の継続に関しては、これまで一時的に資金不足が懸念されることはあったが、順調な乗客の伸びに支えられ、平成 28 年度決算から単年度収支は黒字に転じており、今後も順調に推移していくことが見込まれる。(採算性が認められるとの判断)

そのため、今後は順調な経営を継続し、資金力を蓄え一時的な経済不況等にも耐えられる体力をつけることが肝要である。

しかしながら順調なモノレールの経営においても、今後の課題が 2 点ある。

1 点目は、現在の中長期経営計画では、大型の設備更新の時期を最大限に設定しているが、開業後 15 年が経過し、予想以上に老朽化が目立った箇所が出てきたため、どのように長寿命化を図り、その更新時期をどうするのか。

2 点目は、現在モノレールの混雑が問題視されているため、今後の乗客の伸びに対応した輸送力増強のための大型の設備投資が必要となった場合である。

モノ(株)が平成 21 年度と 29 年度に実施した利用実態調査の結果では、沖縄都市モノレールは日常的な利用者が増加したことから、県民生活に一層定着してきたといえる。本県経済も拡大を続けており、安定的な事業継続が望める環境にある。このためこの 2 点の懸念材料にどう対応するかを見極め、今後の中長期経営計画を定めることが重要である。

5. 抜本的な改革を含む経営健全化のための具体的な対応

県では、これまでの需要予測を上振れする乗客があるため、需要予測の見直しに着手している。新たな需要予測は、今後も好調に推移するとみられる観光客の伸び等も取り込むため、場合によっては大きく上振れすることも考えられる。

輸送力増強に関しては、県とモノ(株)を中心に関係機関を加えた沖縄都市モノレール中長期輸送力検討会議を立ち上げており、新たな需要予測を踏まえた対策や、必要な資金等が示されることとなっている。輸送力増強策が大がかりなものとなる場合は、県、那覇市、浦添市は協調してモノ(株)の設備投資への支援が必要となることが予想される。

見直した需要予測や輸送力増強策は新たな中長期経営計画に落とし込むこととなるが、モノ(株)では 31 年度の延長開業年にその策定作業を行うとしている。県、那覇市、浦添市、公庫もその作業に関わり、状況に応じて具体的な支援策を提案し、その準備を行っておく必要がある。また、新たな中長期経営計画では、設備更新の時期と内容も見直すことになると思われるが、最も配慮すべきは安全・安心の確保である。その上で施設の長寿命化や設備更新の時期の平準化、規模の適正化を図り、自立経営を前提に中長期経営計画を策定するものとする。また、債務超過は平成 29 年度決算で約 43 億円あり、当面は解消しないため、新たな中長期経営計画の進捗は今年度設ける沖縄都市モノレール経営健全化検討委員会でチェックを継続する。

(下線部は監査人が追記)

なお、上記の沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針の記載内容は、沖縄県担当部署との協議を経て、総務省の承認を受けている。

ここで、現状の「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討」には、沖縄都市モノレール(株)の設備投資時において地方自治体として追加的な財政的支援が必要になる点を中心に記載されているが、沖縄都市モノレール(株)の財政的リスクである債務超過という状況をどのように解消していくかについては、「当面は解消しないため、新たな中長期経営計画の進捗は今年度設ける沖縄都市モノレール経営健全化検討委員会でチェックを継続する」と記載しているに留まっており、具体的な施策が記載されていない。

既述の通り、沖縄都市モノレール(株)の経営健全化方針は総務省の承認を受けた内容にはなっているものの、沖縄都市モノレール(株)は債務超過を原因として経営健全化方針を策定しているのであるから、経営健全化方針作成時において債務超過解消のための具体的施策を記載することが望ましかったと考える。

今後、経営健全化方針を再策定するような場合には、債務超過解消のための具体的施策を記載することを検討されたい。

<意見⑨>経営健全化方針に基づく取組状況の記載が十分でない

市は、沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針の取組状況について、令和元年度から令和3年度までの3事業年度分を作成し、市のHP上で公開している。その記載内容は以下の通りである。

(令和元年度の主な取組状況)

【法人自らによる経営健全化のための具体的な対応】

- ・浦添延長により、利用客の増加に努めている。
- ・広告媒体の販売、ATM機・自販機・コインロッカーを設置し運輸増収の売上増加に努めている。
- ・沿線でのイベント開催時には臨時ダイヤや特発列車を運行し、利便性を向上させ利用客増加に努めている。
- ・機械化により、人件費削減に努めている。

【地方公共団体による財政的なリスクへの対応のための対応】

- ・経営健全化検討委員会を2回開催し、事業計画と決算状況の比較、課題等の情報共有を図るとともに、経営状況等の把握や経営改善に向けた取組の支援に努めている。

(令和2年度の主な取組状況)

【法人自らによる経営健全化のための具体的な対応】

- ・浦添区間延長開業開始から、運行ダイヤを4種類から2種類へ集約するとともに増便し

た。また、混在緩和のため首里始発便を実施。

- ・浦添市において「がんじゅう 1 日乗車券」を発売
- ・国内旅行客等の利便性向上のため、「Suica」等の全国共通 IC カード（片利用）システムを導入
- ・やんばる急行バスと連携し、電子チケット限定による新たな乗車券の発売
- ・9 車両のラッピング広告実施、駅舎内に新たな売店及び ATM の設置

【地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための対応】

- ・経営健全化検討委員会を 2 回開催、事業計画と決算状況の比較、課題等の情報共有、経営状況等の把握、経営改善に向けた取り組みの支援に努めた。
- ・公共交通機関を担う同社の経営安定化及びモノレール 3 両化を推進するため、市の無利子貸付金のうち約 13.6 億円を株式化（DES）した。
- ・駅に直結した「てだこ浦西パーク＆ライド駐車場」を開設、高速道路からの乗り継ぎにより中北部からも利用し易い環境を整備した。

（令和 3 年度の主な取組状況）

【法人自らによる経営健全化のための具体的な対応】

- ・ダイヤ改正に伴う要員数の削減及び使用電力縮減
- ・駅遠隔装置導入による勤務体制の見直しによる削減
- ・役員報酬の自主返納、令和 3 年度定期昇給の見送りによる削減
- ・車両清掃内製化による削減
- ・乗客数減少による減収について、資金繰り安定のため関係機関への金融支援を要請

【地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための対応】

- ・経営健全化検討委員会を 2 回開催、事業計画と決算状況の比較、課題等の情報共有を図るとともに、経営状況等の把握や経営改善に向けた取り組みの支援に努めている。
- ・公共交通機関を担う同社の経営安定化を図るため、関係期間と調整のうえ、令和 2 年度貸付金元金返済を 1 年間猶予し、最終償還期限を 1 年延長した。

まず、上記の通り、法人自らによる経営健全化のための具体的な施策については、主に収益増加や費用削減の具体的な施策が記載されており、債務超過解消のための具体的な施策に該当する内容となっている。しかしながら、具体的な利益改善額が記載されていないため、債務超過解消に向けた施策の効果を測定することができず、記載内容として改善の余地がある。

「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について（総務省自治財政局公営企業課長通知 令和元年 7 月 23 日）」の記載例を参考に、具体的な利益改善額を記載することを検討されたい。

また、令和 3 年度の地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための対応のうち、元

金返済期間の猶予については、債務超過解消の施策とは言えない。

経営健全化方針に基づく取組状況には、主に債務超過解消のための施策を記載する必要がある点に留意して、記載内容を検討いただきたい。

(7) 財務諸表の適切性

沖縄都市モノレール㈱は会計監査人設置会社であり、令和3年度の財務諸表について会計監査人から無限定適正意見が付されていることから、財務に関する監査手続は下記を除き省略した。

① 建設仮勘定

建設仮勘定の令和3年度末残高が多額(2,010百万円)であったため、内容別の明細表を入手し、資産性のない支出項目の有無を確認した。明細表を確認したところ、いずれも令和3年度末時点で未竣工のモノレール3両化事業に関する設計料・工事代金の手付金であり、資産性に問題ないと判断した。

② 前受金

前受金の令和3年度末残高が多額(1,723百万円)であったため、内容を確認したところ、前受金残高のうち1,703百万円はモノレール3両化事業にかかる県・市からの補助金であった。当該補助金については、補助金受入時は前受金として会計処理しておき、その後3両化事業の設備が事業供用開始される事業年度において収益計上した上で、固定資産を圧縮記帳する予定であり、会計処理に特段問題はないと判断した。

③ 固定資産の減損

固定資産の令和3年度末残高が多額(17,240百万円)である。さらに、令和3年度において2期連続して営業損益がマイナスとなっており、固定資産の減損に係る会計基準に照らせば減損の兆候が認められる。

【「固定資産の減損に係る会計基準(企業会計審議会)」二 1. より抜粋】

1. 減損の兆候

資産又は資産グループ(6.(1)における最小の単位をいう。)に減損が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」という。)がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。減損の兆候としては、例えば、次の事象が考えられる。

- ① 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること

減損の兆候が認められる場合、固定資産の減損に係る会計基準によれば、固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、前者が後者を下回る場合には、減損損失を認識する必要がある。

【「固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会）」二 2. より抜粋】

2. 減損損失の認識

（１）減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。

ここで、沖縄都市モノレール㈱が作成した『資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した社内資料』を閲覧したが、計算方法に特段問題は検出されず、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っており、減損損失の認識は不要であると判断した。

なお、会計監査人から会社が入手した「監査結果報告書」においても、「減損の兆候に係る検討について」、当期の重点監査項目として実施検討されており、監査結果に問題なかったと記載されていることを合わせて確認した。

（８） 情報公開

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見⑩>情報公開が不十分

第三セクター等に関する総務省指針第2. 2によれば、「地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導すること等も有効であると考えられる。」とされている。

ここで、現状の沖縄都市モノレール㈱に関する情報公開の状況は、以下の通りである。

- ・ 沖縄都市モノレール㈱のHPにおいて、事業報告書及び財務諸表が公開されている。
- ・ 那覇市においては、沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針の取組状況についてHP

で公開しているが、当該取組状況と併せて沖縄都市モノレール㈱の財務状況の概要についても HP 上で公開している。

現状、財務諸表等の必要最低限の情報は公開されているものと考えられるが、その他の情報（経営諸指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等）についても積極的に公開することを検討されたい。

また、沖縄都市モノレール㈱は、債務超過により経営健全化方針を策定している第三セクターであるため、他の第三セクター等と比較して市によるモニタリングの必要性が相対的に高い法人であると考えられる。したがって、市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を十分に理解し、沖縄都市モノレール㈱の経営状況、経営健全化方針の取組状況、債務超過解消の見通し等について、每期議会に報告を行い、議会によるモニタリングを受けるべきである。

2. 泊ふ頭開発株式会社

1. 第三セクター等の概要

(令和4年3月31日現在)

法人名	泊ふ頭開発株式会社
所在地	那覇市前島三丁目 25 番 1 号
HP	https://tomarin.com
設立年月日	平成元年 10 月 5 日
団体の代表者	宮城健三氏（代表取締役社長）
出資の状況	【資本金及び資本剰余金】 1,600,000,000 円 【那覇市からの累積出資額】 600,000,000 円 【那覇市の出資割合】 37.5%
主要株主	那覇市（持株比率 37.5%） 沖縄振興開発金融公庫（持株比率 18.8%） 沖縄県（持株比率 6.3%）
設立目的	運輸省が策定した「ポータルネッサンス 21」に基づき実行された泊ふ頭再開発事業において、旅客ターミナルビルの建設及び運営を行うための第三セクターとして設立 ※泊ふ頭再開発事業の詳細は表外に記載
主な事業内容	旅客ターミナルビル「とまりん」の賃貸・管理
組織図	※表外に記載
役職員の人数	【役員】 取締役：11 名、監査役：3 名 【従業員】 23 名（パート、アルバイトを含む）
経営健全化方針の策定	無
会計監査人の有無	有

(泊ふ頭再開発事業の詳細)



泊ふ頭再開発事業

事業名 那覇港泊ふ頭ポータルネッサンス 21 事業

基本方針 (1) 新たな離島拠点の形成
(2) 港湾都市整備の拠点づくり
(3) 新たな観光拠点の形成

事業の概要 (1) 全体計画の概要
事業費：約 322 億円
特定港湾開発地区の地域 8.7ha
主な施設
①旅客ターミナルビル (約 42,000 m² 15 階) …約115 億円
②駐車場ビル (約 16,500 m² 5 階) …約 22 億円
③人工地盤 (約 11,100 m²) …約 45 億円
④記念公園 (約 8,000 m²) …約 14 億円
⑤海の博物館 (約 11,000 m² 5 階) …約 48 億円
⑥親水公園 (約 11,000 m²) …約 16 億円
⑦観光船ターミナル (約 3,500 m² 2 階) …約 16 億円
⑧北岸緑地 …約 46 億円
⑨その他(構想) 物流支援施設(上屋)、臨海プロムナード、
観光情報センター、離島生活情報センター

(2) 第 1 期事業 (①～④) 区域約 2.9ha 事業費：186 億円

①第 1 期事業に係る公共の負担金額：約 71 億円

イ. 物件補償 42 件 …約 14 億円 (国庫補助率 1/3)

ロ. 用地補償 …約 33 億円 (国庫補助率 1/3)

ハ. 記念公園等 …約 24 億円

○記念公園 (約 8,000 m²) 環境整備事業 (国庫補助率 6/10)

○人工地盤 (約 11,000 m²) 利用高度化事業 (国庫補助率 1/3)

○地下駐車場 (60 台収容) 利用高度化事業 + 環境整備事業 +
市単独事業

○ふ頭内道路 (10m×420m) 改修事業 (国庫補助率 9/10)

②第 1 期事業に係る第三セクター負担金額：約 115 億円

イ. 旅客ターミナルビル (民活法特定施設整備事業) 約 95 億 5 千万円

ロ. 駐車場ビル (特定民間都市開発事業) …約 19 億 5 千万円

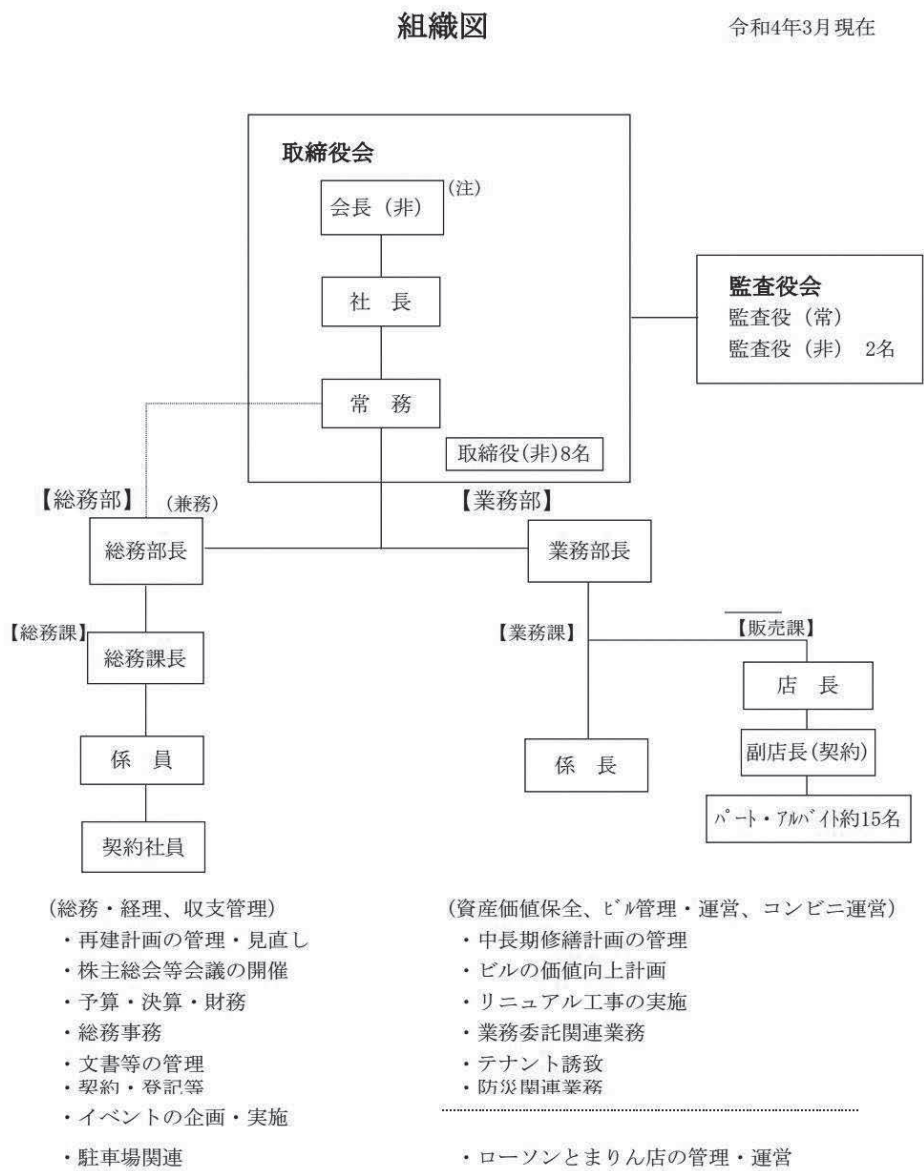
(3) 第 2 期事業 (⑤～⑨)：未着手

泊ふ頭開発株式会社

5/6

※泊ふ頭開発HP (<https://tomarin.com/tomarin/pamphlet4.pdf>) より

(組織図)



2. 市と団体との関係

(令和4年3月31日現在)

担当部課	都市みらい部 都市計画課
関連する主な計画	第5次那覇市総合計画 施策 30、35、48 那覇市都市計画マスタープラン 那覇市交通基本計画 那覇港みなとまちづくりマスタープラン
市から団体への主な財政的援助の概要	【累計出資額】 600,000,000 円
市から団体への業務委託	無し
人的関係	【団体の役職員のうち、市の長や職員との兼務】 ・取締役（非常勤）に市長が就任 【団体の役職員のうち、市職員の退職者】 ・常務取締役（常勤）は、市職員出身者（1名）
市の財産の貸与等	無し

3. 財務諸表の推移

(貸借対照表)

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
流動資産	286,870	299,280	282,865	
固定資産	4,130,200	3,959,926	3,790,260	※1
資産計	4,417,070	4,259,207	4,073,125	
流動負債	478,595	257,578	106,421	※2
固定負債	3,179,193	3,224,280	3,182,749	※2
負債計	3,657,788	3,481,858	3,289,171	
資本金	1,600,000	1,600,000	1,600,000	
資本剰余金	—	—	—	
利益剰余金	△840,718	△822,651	△816,045	
純資産計	759,281	777,348	783,954	
負債・純資産計	4,417,070	4,259,207	4,073,125	

【決算概況】

※1：固定資産は、主に「とまりん」及び隣接駐車場の建物等。

※2：令和3年度末における借入金残高は、合計で2,734,351千円。

事業用固定資産取得資金として多額な借入金がある。

(損益計算書)

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
売上高	1,280,652	1,025,356	920,607	※1
売上原価	212,881	124,911	114,393	
売上総利益	1,067,771	900,445	806,214	
販管費	856,737	793,476	748,360	
営業利益	211,033	106,968	57,853	
営業外収益	2,914	1,613	4,071	
営業外費用	56,205	50,256	46,614	
経常利益	157,743	58,325	15,310	
特別利益	—	—	—	
特別損失	4,656	34,118	2,559	
税引前当期純利益	153,086	24,207	12,750	
法人税等	23,798	6,141	6,144	
当期純利益	129,287	18,066	6,606	※1

【決算概況】

※1：令和４年１月に、メインの賃貸先であった、かりゆしアーバンリゾートが退去したため、令和３年度は前期比で大幅減収減益となった。

(なお、令和５年２月１４日付けの沖縄タイムス記事によれば、ホテル区画の後継賃貸先として㈱Plan・Do・Seeと契約を締結したとことであつた。)

４．監査の結果及び意見

(１) 市の出資手続

P.５に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見①>第三セクター等が実施する事業の公益性の有無について再検討が必要

第三セクター等に関する総務省指針の記載内容から勘案すると、第三セクター等が実施する事業内容については、公益性や公共性が高い事業に限定されるべきと考えられ、また、同指針第３．２（１）①及び同指針別紙２によれば、設立当初は公益性や公共性を有していたとしても、その後、公益性や公共性が著しく低下した第三セクター等は抜本的改革を含む経営健全化の対象とした上で、清算又は民営化という方法で抜本的改革を行う必要があると解される。

ここで、泊ふ頭開発㈱の実施事業に関する公益性・公共性について、担当課の見解としては、以下のような理由から、開発計画当初及び現状において、いずれも公益性・公共性が認められるとのことであった。

【市が公益性・公共性が認められると考える主な理由】

- ・ 泊ふ頭地区は那覇市交通基本計画で、物流と交流の拠点として位置付けられ、旅客ターミナルビル（とまりん）については、那覇市都市計画マスタープラン（P.78）の那覇新港周辺地域の土地利用の方針の中で、都市型リゾート地区として「泊ふ頭北岸周辺は、海の玄関口である「とまりん」や「船客待合所」などのヒトの流れを引きつける魅力的で多様な機能を持った土地利用を図る」ことが示されている。（那覇港みなとまちづくりマスタープランでも同様な位置付けとなっている。）
- ・ 建物の愛称については一般市民からの応募により、「とまりん」に決定し、地域のランドマークにもなっている。
- ・ 駐車場ビルは、600台収容の大駐車場で、那覇市交通基本計画で位置付けのある市内のフリンジパーキングを補完しており、市民・県民に開放し、施設利用者以外の方へも幅広く利用されている。
- ・ 市の役割としては、周辺離島との結節機能を確保する必要がある。それを踏まえ、当該施設は、海の玄関口として周辺離島へのターミナル機能を有し、県内の離島振興及び本市の交流の活性化へ寄与している。

次に、泊ふ頭開発㈱の公益性・公共性について、監査人の見解を述べる。

【市の見解に対する監査人の私見】

- ・ 現状、とまりんビルは、ホテル機能、オフィス機能及び離島観光案内所機能を有しているに過ぎず、那覇市都市計画マスタープランに記載されているような「魅力的で多様な機能」を備えているかは疑問である。
- ・ 「とまりん」という愛称が市民に定着し、ランドマークとなっていることは理解できるが、そのことが、不特定多数の市民の利益にどれだけ貢献しているかは不明である。
- ・ とまりんビル利用者以外の駐車場利用者数は不明である。また、那覇市民が当該駐車場をフリンジパーキングとしてどの程度利用しているかも不明である。（那覇市民であれば、目的地まで自家用車を使用する可能性が高く、敢えてとまりんの駐車場に自家用車を駐車し、そこからバス等で目的地に移動する人は、ほとんどいないのではないか。）
- ・ 周辺離島へのターミナル機能は、県や離島にとって有益であることは理解できるが、那覇市にとってどれほど有益なのか、那覇市の公益性にどれほど寄与するのか、については不明である。

以上より、泊ふ頭開発㈱の公益性・公共性に関する市の見解をもって、“公益性・公共性が高い”とまでは言えないと判断した。

【開発計画当初の公益性・公共性に関する監査人の私見】

前述の「ポータルネッサンス 21」に基づく泊ふ頭再開発事業において想定していた施設のうち、公益性又は公共性が認められる施設も存在すると考えられることから、市の出資時においては泊ふ頭開発㈱の実施事業に関して一定程度の公益性・公共性が認められると判断した。

施設	第 1 期 or 第 2 期	公益性・ 公共性	監査人の判断理由
旅客ターミナルビル	第 1 期	十分とはいえない	・ 主な賃貸先がホテル事業者や一般事業者であり、那覇市の不特定多数の利益に貢献する事業内容であるとはいえない。 ・ 賃貸先に、近隣離島の船舶事務所があるが、離島の利益にはなっているものの、那覇市の公益性・公共性に貢献しているとはいえない。
駐車場ビル	第 1 期	十分とはいえない	実施しているのは単なる駐車場運営事業であり、那覇市の不特定多数の利益に貢献する事業内容であるとはいえない。
記念公園	第 1 期	一定程度有り	にぎわい創出や憩いの場創出の観点から、一定程度の公益性・公共性が認められる。
海の博物館	第 2 期	一定程度有り	にぎわい創出や科学教育の観点から、一定程度の公益性・公共性が認められる。
親水公園	第 2 期	一定程度有り	にぎわい創出や憩いの場創出の観点から、一定程度の公益性・公共性が認められる。
観光船ターミナル	第 2 期	一定程度有り	観光船の受入により、市の主要産業である観光業に寄与することが認められる。
北岸緑地	第 2 期	一定程度有り	にぎわい創出や憩いの場創出の観点から、一定程度の公益性・公共性が認められる。

なお、泊ふ頭再開発事業の全体イメージ図は次項の通りである。

港が変わる。快適空間になる。



記念公園
(4500㎡以上、約5000㎡)
旧通商船泊場に港ターミナルに隣接して広がる記念公園で、道路沿いの歩道を通じて港を渡る事が出来る。同敷地の人工湖と、下層は地下駐車場となる。緑地、人工地帯から港ターミナルの間へ緑地のスライスを設け、そこが緑の景色を創出する。広帯のこの各種イベントの開催場となる。



観光ターミナル
運搬船等の観光船の乗降とショーケース・レストランが並ぶ低層の建物で、各層階で広さを取り、新しい街づくりとなるように演出する。

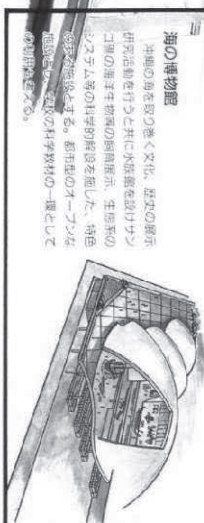
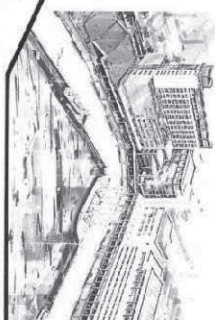


御水公園
本地区都市の至極寄りにつけられる公園で、海の次に通達されるように港の外の港水運路を設け、歩道、自転車道、歩道、歩道の乗り場としての機能を持たせる。また、歩道の乗り場となるような運河とし、水と緑を舞台装置とした市民が憩える公園とする。



整備の基本方針

1. 新たな離島拠点の形成
● 港機能の再生
● 周辺島嶼開発への支援
2. 港湾都市整備の拠点づくり
● 周辺地域の活性化の誘発
● 水と緑に囲まれた市民の憩いの場の形成
● 風通しと市街地を結ぶ水と緑のネットワークの形成
3. 新たな観光拠点の形成
● 海の歴史と文化を活かしたシンボルゾーンの形成
● 観光客と市民、離島民の交流の場の形成
● 地区の特性を活かした総合的な景観の形成



旅客ターミナルビル及び駐車場ビル
(4500㎡以上、約5000㎡)
本地区の拠点となる地区で、観光船のターミナル機能とともに、商業施設、各種サービス（観光、生活情報等）、観光利用施設（情報施設等）、美術館、ホテル等を合わせて複合ビルとして、主要な観光拠点に立地させる。同敷地内は、改修を取り大規模な改修の広がり、外観との連続性を持たせると共に、賑わいと魅力に富む広場を設ける。二階部分より階層する施設へは、エレベーターを設け、主階段に、海を望み、ロケーションを、また、観光利用やイベント開催のために、観光利用施設の巨大な駐車場ビルを、観光利用施設に建設し、利用者の利便を図る。

※那覇市 都市みらい部都市計画課から入手したパンフレットより

【現状の公益性・公共性に関する監査人の私見】

現状、泊ふ頭再開発事業の進捗状況は、平成7年の旅客ターミナルビル完成を含め、第1期事業は完了したものの、第2期事業については、バブル経済の終焉の影響等により長期間に渡り事業休止中という状況である。

そのため、泊ふ頭開発㈱の現状の主な事業内容は、旅客ターミナルビルの賃貸及び駐車場ビルの運営となっているが、以下の通り、単なる不動産賃貸会社としての事業内容でしかなく公益性・公共性が高い事業とは言い切れないと考える。

事業	公益性・公共性	判断理由
旅客ターミナルビル管理	十分とは言い切れない	・主な賃貸先がホテル事業者や一般事業者であり、那覇市の不特定多数の利益に貢献する事業内容とは言い切れない。 ・賃貸先に、近隣離島の船舶事務所があるが、離島の利益にはなっているものの、那覇市の公益性・公共性に貢献しているとは言い難い。
駐車場ビル管理	十分とは言い切れない	実施しているのは単なる駐車場運営事業であり、那覇市の不特定多数の利益に貢献する事業内容であるとは言い切れない。
記念公園管理	—	(記念公園の管理者は、泊ふ頭開発㈱ではなく那覇港管理組合である。)
その他 (イベント開催等のにぎわい創出)	一定程度有り	にぎわいの創出は那覇市の不特定多数の利益に貢献する面があると考えますが、イベント開催は泊ふ頭開発㈱の事業のごく一部を占めているに過ぎない。

このように、開発計画当初は一定の公益性が認められたものの、現状では、泊ふ頭開発㈱が実施する事業が高い公益性・公共性を有しているかどうかについて疑義があると考えられる。にもかかわらず、市は泊ふ頭開発㈱について第三セクター方式での経営を継続しており、第三セクター等に関する総務省指針を適切に適用しているかどうか疑問である。

市は、上記の監査人の見解を踏まえ、現状の泊ふ頭開発㈱の現状の主な事業内容について、公益性・公共性が高いかどうか改めて検証し、その結果を市民や議会に開示し説明責任を果たすべきである。

なお、公益性・公共性の判断については、人により判断が異なると考えられるので、担当課のみで判断するのではなく、外部専門家による意見を参考にする等、複数の視点から検討することが望ましい。

その上で、仮に公益性・公共性が低いと判断された場合には、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を踏まえ、清算又は民営化等により泊ふ頭開発㈱の抜本的改革を行うことを検討する必要がある。また、公益性・公共性が一定程度認められると判断した場合であつ

でも、漫然と第三セクター方式を継続するのではなく、＜意見⑧＞で後述している通り、出口戦略を検討すべきである。

（２） 第三セクター等のガバナンス

P.5 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見②＞第三セクター等による自己評価を実施していない

泊ふ頭開発(株)において、事業評価のための合理的な評価基準が策定されておらず、事業実施後の自己評価も十分に実施されていない。

ここで、第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (3) に、「地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。」と記載されていることを踏まえ、市は、泊ふ頭開発(株)が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。

なお、泊ふ頭開発(株)の事業内容を踏まえると、評価基準として「売上高、利益額」「入居率」等が考えられる。

事業評価を実施する際は、可能な限り評価基準について定量的な目標値を定め、その達成度をもって事業評価を行うことにより、客観的な事業評価が実行可能となる。また、PDCA サイクル運用の観点からは、目標値と実績値の差異原因を分析し、分析結果を翌年度以降の事業改善に繋げることが望ましい。

＜意見③＞監査役会の在り方を改めて検討すべき

泊ふ頭開発(株)は監査役会設置会社であるため、会社法第390条3項に従い、常勤監査役を1名置いている。ただし、当該常勤監査役は税理士であり税理士業務と兼務していることから、泊ふ頭開発(株)の監査役としての業務量は、週3日でいずれも半日程度の業務であるとのことであった。

ここで、会社法においては“常勤”の要件は定義されていないが、「江頭憲治郎著『株式会社法第8版』（有斐閣）562頁」によれば、『常勤監査役とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中原則としてその会社の監査役の職務に専念する者である。』と記載されているところ、週3日でいずれも半日程度の業務状況が常勤監査役としてふさわしいと言えるかどうかは疑問が残る。

したがって、市は、泊ふ頭開発(株)の常勤監査役の勤務実態を詳細に把握し、常勤監査役に相応しいものであるか確認すべきである。

なお、泊ふ頭開発(株)は資本金が5億円以上であるため会社法上の大会社に該当するが、公開会社ではないため、会社法第328条1項に基づき監査役会を設置しているわけではなく、

会社が任意で監査役会を設置しているものと解されるが、常勤監査役に相応しい人材を探すことが困難である場合には、監査役会非設置会社を選択し、全ての監査役を非常勤とするという対応方法も考えられるのではないかと。

(3) 人事の状況

P.5に記載されている手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見④>取締役にあふさわしい人材が選任されているか疑問（市長が取締役を兼任）

令和3年度における泊ふ頭開発㈱の取締役会長（非常勤）に、那覇市長就任していた。（非常勤取締役は無報酬である。）

市の担当課に市長が取締役に就任している理由を質問したところ、「経営状況を把握するため」との回答であった。この点、泊ふ頭開発㈱に質問したところ、取締役会の議事内容については、取締役会開催前に市長に説明し、意見があれば徴取しているとのことであるため、泊ふ頭開発㈱の経営状況を把握するという市の目的はある程度達成できているようである。

一方で、市長は令和3年度の実績報告会（令和3年9月～令和4年6月）の全5回の全てにおいて欠席という状況であった。

この点、取締役は取締役会の構成員として取締役会に出席した上で、会社法362条第2項に定める職務を遂行し、また、会社法362条第4項に定める重要決議事項の賛否を判断することにより、取締役としての職責を果たす必要があると考えられるが、取締役会を全て欠席している那覇市長がその職責を果たしているとは考え難い。

【会社法362項第1項、第2項及び4項を抜粋】

第三百六十二条

- 1 取締役会は、すべての取締役で組織する。
- 2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
 - 二 取締役の職務の執行の監督
 - 三 代表取締役の選定及び解職
 - ・・・
- 4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
 - 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
 - 四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する

重要な事項として法務省令で定める事項

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

七 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除

市は、泊ふ頭開発㈱の株主として、職責を果たすことができる人材を取締役に就任させる責任を有していると考えられることから、市の長を取締役に就任させるやむを得ない事情がある場合であっても、市長にこだわることなく、副市長を含めた複数の候補者の中から、取締役会に出席できる人材を取締役として選任することを泊ふ頭開発㈱側に提案すべきである。

<指摘①>取締役にあふさわしい人材が選任されているか疑問（元市職員の取締役就任）

泊ふ頭開発㈱の常務取締役（常勤）には、少なくとも平成 29 年度以降は“市の退職派遣職員（副部長級）及び市の元職員”が連続して就任している状況である。

そこで、市の担当課に対し、泊ふ頭開発㈱の常務取締役に市の元職員が連続して就任している理由を質問したところ、令和元年度までは泊ふ頭開発㈱側からの推薦依頼を受けて、市内部で適任者を選任し、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく退職派遣者として泊ふ頭開発㈱へ派遣しており、また、令和 2 年度からは市の元職員を泊ふ頭開発㈱に対して推薦しているとのことであった。

しかしながら、株式会社の常務取締役として要求される知識・経験が以下の通りであるとすると、このような知識・経験は、市役所での勤務経験によって獲得できるとは考え難いため、市職員出身者が泊ふ頭開発㈱の常務取締役に最適な人材であったかどうかは疑問である。

【株式会社の常勤取締役に要求される主な知識・経験（例）】

- ・ 企業経営の経験
- ・ 利益増加のための具体的な施策案を出すことのできる経験
- ・ 会社法、民法、労働基準法等の基礎知識
- ・ 一般に公正妥当と認められる企業会計基準の基礎知識（管理担当取締役の場合）
- ・ 税法の基礎知識（管理担当取締役の場合）

第三セクター等に関する総務省指針第 2. 3（2）において、「地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合にあつては、当該第三セクター等が必要とする能力・知

見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。」と記載されている点を踏まえると、市は、泊ふ頭開発㈱に安易に推薦者を提示するのではなく、民間企業出身者を含め、よりふさわしい人材はいないのか、泊ふ頭開発㈱とともに十分に検討すべきであり、そのような検討を踏まえてもなお、民間企業出身者でふさわしい人材が見当たらなかった場合にのみ、推薦者を提示すべきである。

市は、第三セクター等に関する総務省指針に従った手続が、十分に実施できていなかったと言わざるを得ない。

また、市の元職員が、市退職後すぐに第三セクター等の役職員に就任することは、適材適所による就任ではなく、いわゆる天下り目的での就任であるとの誤解を市民に与えてしまう可能性があると考えられるため、このような観点からも、市の元職員が第三セクター等の役職員に就任することは慎重に判断すべきである。

（４）市から第三セクターへの財政的援助等

市は泊ふ頭開発㈱に対し、出資以外の財政的援助は行っていない。特段の問題は発見されなかった。

（５）効率的な運営手法

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したが、特段指摘すべき事項は発見されなかった。

（６）市によるモニタリング

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見⑤>効率化施策について市が十分に把握していない

第三セクター等に関する総務省指針第2. 3（3）に、「地方公共団体は、第三セクター等の役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要不可欠である。」と記載されている。

この点、泊ふ頭開発㈱の経営効率化に関し、市が把握している点について担当課に質問したところ、泊ふ頭開発㈱の役職員数を把握しているのみとのことであったが、その他の経営効率化及び費用削減のための具体的な施策を把握しておらず、徹底した効率化という観点からは、市の対応状況は十分とは言えない。

市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を踏まえ、泊ふ頭開発㈱の経営効率化及び費用削減策の具体的な施策を把握し、その施策の十分性を確認する必要がある。

なお、泊ふ頭開発㈱側へ具体的な効率化施策について確認したところ、契約規程に定めが

あるわけではないが、多額な契約締結時においては、入札や相見積もりを行うことで費用削減策を講じているとのことであった。

＜意見⑥＞株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が文書化されていない

市は、泊ふ頭開発㈱の株主であるため、同社の株主総会における議案に対して、その賛否を意思決定する必要がある。

ここで、担当課によれば、議案について市長に説明し、異存が無い旨を確認しているとのことであったが、口頭での確認に留まっており、起案書等が作成されていなかった。

市の業務における意思決定過程を記録・保存することは重要であるから、株主総会の議案に対する賛否について起案書等を作成し、保存すべきである。

＜指摘②＞第三セクターに対するモニタリングを実施していない

第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (3) に、「地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。」と記載されているにもかかわらず、市は泊ふ頭開発㈱の評価を行っていない。

なお、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に年1回業績や事業概要を把握するだけでは不十分であり、第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (3) に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。

- ・ 第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。
- ・ 第三セクター等以外の事業手法との比較を行う。
- ・ 費用対効果に留意する。

＜意見⑦＞第三セクター等への出資に関する効果測定が実施されていない

市は、泊ふ頭開発㈱に対し6億円もの多額な資金を出資しているが、当該出資に関する効果を測定していない。そのため、泊ふ頭開発㈱への出資が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。

事業のPDCA サイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した事業の有効性を測定すべきである。

効果測定基準としては、例えば以下のような項目が挙げられるため、参考にされたい。

- ・ 公益性・公共性の有無
- ・ 泊ふ頭開発㈱への出資による経済的効果
(泊ふ頭開発㈱からの法人市民税収増加、泊ふ頭開発㈱の役職員からの市民税収増加、泊ふ頭開発㈱からの配当額、等)

＜意見⑧＞第三セクター等への出資に関する出口戦略の検討が不十分

公益性、公共性、採算性等の観点から第三セクター方式で事業を開始した場合であっても、地方公共団体は、第三セクター等の経営において、民間の資金やノウハウを可能な限り活用するように留意すべきである。そして、このような観点からは、設立当初には収益が上がらなくとも、将来的には収支が均衡し、継続的に自立した経営を行う見込がある場合には、完全な民営化（地方公共団体からの出資の解消）を視野に入れた経営のあり方についても検討することが望ましい。（第三セクター等に関する総務省指針第2．3（4）参照）

この点、担当課に対し、泊ふ頭開発㈱への出資に関する出口戦略をどのように考えているか質問したところ、現時点で出口戦略は特段考えていないとのことであった。

現状の泊ふ頭開発㈱の状況が、「最も賃貸面積の広いホテル区画の賃貸先が令和3年度に撤退」「令和3年度末時点の1株あたり純資産額は24,499円であり、市が出資した際の1株あたり純資産額50,000円の49%まで下落」となっていることを踏まえると、近い将来において市が保有する株式を売却し完全民営化することは難しいかもしれないが、一方で泊ふ頭開発㈱の事業は不動産賃貸業であり、ホテル区画の賃貸先が決まれば安定した利益を生み出し継続的に自立した経営を行うことも十分に想定されるため、中長期的には完全民営化も視野に入れた出口戦略を検討すべきではないか。

また、民営化以外の出口戦略として、泊ふ頭一帯の港湾地区について魅力ある開発を促す観点から、地区一帯の開発事業をメインテナントであるホテル事業者にPFI事業として委託することも検討に値すると考えられる。

なお、泊ふ頭港湾地区一帯の総合的な開発を行う場合、とまりんの管理者が泊ふ頭開発㈱であり、隣接する記念公園の管理者が那覇港管理組合となっているという、いわゆる「重複管理」状態となっていることが地区一帯の総合的な開発の足枷となる可能性がある。したがって、短期・中期的な視点からの那覇市の役割として、今後の整備事業における那覇港管理組合との「重複管理」状態の解消、もしくは、整備事業のスムーズな進捗を図るための橋渡しについて具体的に努められたい。

（7）財務諸表の適切性

P.5に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

＜意見⑨＞税効果会計が適用されていない

会社計算規則第74条3項四に勘定科目名として繰延税金資産の例示があり、また、会社計算規則第107条に税効果会計に関する注記を要する旨の規定がある通り、会社計算規則では、税効果会計を適用する必要がある。

ここで、平成29年度から令和3年度における、泊ふ頭開発㈱の税効果会計適用状況及び関連する財務指標は以下の通りであった。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
繰延税金資産計上の有無	無	無	無	無	無
繰延税金資産に関する注記の有無	無	(不明)	無	(不明)	無
税引前当期純利益（千円） ※1	122,392	156,939	153,086	24,207	12,750
欠損金控除前課税所得（千円） ※2	122,158	161,908	148,220	17,166	17,175
繰越欠損金残高（千円） ※3	320,499	95,038	—	—	—
将来減算一時差異残高（千円） ※4	21,508	26,893	25,211	24,315	25,692

※1：損益計算書より

※2：法人税等確定申告書 別表四より

※3：法人税等確定申告書 別表七（一）より

※4：法人税等確定申告書 別表五（一）より

上記の通り、泊ふ頭開発(株)は繰延税金資産を計上しておらず、また、繰延税金資産に関する注記を行っていないため、税効果会計を適用しておらず会社計算規則に基づいた会計処理及び注記の記載が行われていないと判断せざるを得ない。

そこで、泊ふ頭開発(株)に対し、令和 3 年度において税効果会計を適用していない理由を質問したところ、「令和 3 年度はホテル区画の賃貸契約が終了し、将来の不確実性が増したため、繰延税金資産を計上していない」とのことであった。

しかしながら、令和 3 年度において将来の不確実性を理由に繰延税金資産を計上しなかった場合であっても、繰延税金資産に関する注記は原則として計算書類に記載する必要がある。

また、平成 29 年度から令和 2 年度においては、ホテル区画の賃貸契約が継続しており、令和 3 年度ほどの将来不確実が存在していたとは考えられないが、にもかかわらず、繰延税金資産が計上されていない。

泊ふ頭開発(株)は、会社計算規則に従い、必要に応じて繰延税金資産を計上し、また、計算書類に繰延税金資産に関する注記を記載する必要がある。

<指摘③>ファイナンス・リース取引の会計処理が誤っている

会社計算規則第 74 条 3 項二に勘定科目名としてリース資産が例示されている通り、会社計算規則ではファイナンス・リース取引について原則として売買処理することが想定されていると考えられる。

ここで、泊ふ頭開発(株)が令和 3 年 10 月にリース契約を締結している空冷ヒートポンプチャラーの賃借取引については、以下の状況を踏まえると、ファイナンス・リース取引に該当するものと考えられる。

- ・ リース契約の特約第3条において、リース契約期間における中途解約の場合、未経過リース料の概ね全額となる解約違約金を支払う必要があると規定されている。したがって、リース取引に関する会計基準の適用指針第6項に照らせば、当該リース契約は解約不能のリース取引に準じるリース取引であると判断される。
- ・ リース料総額（月額 873,000 円×120 ヶ月）の割引現在価値が、交付予定の補助金額を除いた物件購入金額純額（61,834,000 円）の 90%以上になるため、ファイナンス・リース取引に該当するものと考えられる。（リース取引に関する会計基準の適用指針第9項(1)参照）

しかしながら、泊ふ頭開発㈱では、当該リース取引について、売買処理ではなく賃貸借処理により会計処理を行ってしまっており、会社計算規則に照らした適切な会計処理になっていなかった。

泊ふ頭開発㈱は、会社計算規則等の一般的に公正妥当と認められる会計基準に基づき適切に会計処理する必要がある。

なお、泊ふ頭開発㈱では、当該リース取引の会計処理について令和4年度に修正する予定とのことである。

<意見⑩>退職金の算定方法が規程と一致していない

泊ふ頭開発㈱の『退職金規程』第10条では「退職金算定の基礎となる勤続年数の計算は入社の日より退職の日まで」となっており、同上1号では「臨時に雇入れた期間は算入しない」とされている。

しかし、臨時雇用を経て正規雇用となっている従業員に関して、実際の退職金支給額算定においては、臨時雇用期間を勤続年数に算入しているとのことであり、退職給付引当金算定上も臨時雇用期間を勤続年数に算入していた。

このように、現状の実際の退職金支給額は、『退職金規程』に準拠しておらず、退職金が過大計算されているおそれがある。

『退職金規程』を実態に合わせて改定するか、もしくは、改定しないのであれば退職金及び退職給付引当金の計算方法を修正すべきである。

<意見⑪>小口現金の管理方法について改善の余地がある

泊ふ頭開発㈱における小口現金の管理方法は以下の通りである。

- ・ 入出金は「現金管理簿」及び「小口現金領収書綴り」で管理されている。
- ・ 「現金管理簿」には、現金使用理由の記載がある。
- ・ 「小口現金領収書綴り」内の領収書については購入品明細が添付されているものと無いものが混在している。
- ・ 現金実査は、半月に1回の頻度で実施している。実査は出納担当者が実施後に、経理主

務者が再実査するという２名体制で実施している。

ここで、領収書について購入内容の明細が無い場合、購入品を私用に消費しても関知しないため、不正支出の温床となるおそれがある。

また、現金実査を毎日実施していないため、実査を実施しない期間において、持ち出しが可能となり不正の温床となるおそれがある。

不正防止の観点から、領収書の購入内容の明細を添付するとともに、現金実査を毎日実施すべきである。

<意見⑩>固定資産の減損判定方法に改善の余地がある

泊ふ頭開発㈱における固定資産の減損判定に関する取り扱いは以下のとおりである。

- ・ 経営判断上、賃貸事業とコンビニエンスストア事業を区別しているが、減損判定において両事業を区別（グルーピング）して実施しておらず、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第７項に照らして妥当ではない。

なお、コンビニエンスストア事業における固定資産（建物附属設備のみ）は、以下の通りである。

コンビニエンスストア事業： 簿価総額 14,561,778 円 （建物附属設備のみ）

- ・ また、減損判定の対象となる固定資産が不動産のみ（建物、建物附属設備）となっており、工具、器具及び備品・構築物・ソフトウェアが考慮されていないため、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第５項に照らして妥当ではない。

なお、賃貸事業における不動産（建物、建物附属設備）以外の固定資産帳簿残高は、以下の通りである。

賃 貸 事 業： 簿価総額 19,104,877 円 （建物・建物附属設備以外）

このように、現状では、①経営判断と減損判定における事業区分が乖離している、また、②対象となる固定資産残高が漏れている、という点において固定資産の減損に係る会計基準が適切に適用されておらず、減損判定が正しく行われないおそれがある。

減損判定において両事業を区別（グルーピング）し、また、固定資産は有形・無形とも漏れなく対象とすべきである。なお、当該判定は経営計画と整合させるとともに、経営合理化に活用すべきである。例えば、コンビニエンスストア事業とコンビニエンスストアのエリアを賃貸にした場合の事業計画の比較検討などが考えられる。

<意見⑪>貸倒引当金の計上方法について改善の余地がある

令和２年１月末に退去したテナントに対する賃料及び光熱費の未収金 1,133,836 円が長期未収入金として計上されている。法的手続きを含む回収に取り組んでいるが、退去から２

年以上延滞しており一部も回収できていない。

泊ふ頭開発㈱では、このような状況の債権に対して、一般債権として貸倒引当金 17,007 円（実績率 1.5%）を設定している。

2 年以上延滞し、回収の目途が立っていないことから一般債権と同様の回収可能性は見込めないと考えられたため、貸倒引当金として 17,007 円を計上するだけでは資産（長期未収入金）が適切に評価されていないと考えられる。

通常の回収サイトから遅れている未収金については、一般債権と区別した回収可能性の検証に基づいて個別の貸倒引当金を計上すべきである。

なお、当該テナント運営会社は、直近登記簿上は清算しておらず存続会社である。泊ふ頭開発㈱は令和 4 年度決算で個別に貸倒引当金を計上する予定とのことであり、回収見込みを考慮した適切な貸倒引当金を計上されたい。

（８） 情報公開

P.5 に記載されている視点に基づき監査手続を実施したところ、以下の事項が発見された。

<意見⑭>情報公開が不十分

第三セクター等に関する総務省指針第 2. 2 によれば、「地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導すること等も有効であると考えられる。」とされている。

ここで、現状の泊ふ頭開発㈱に関する情報公開の状況は、以下の通りであり、最低限の情報公開は行われている。

- ・ 泊ふ頭開発㈱の HP で貸借対照表及び損益計算書が公表されている。
- ・ 市は、泊ふ頭開発㈱の経営状況、財政的リスク及び将来の見通し等について、議会への報告を行っていない。

しかしながら、市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、泊ふ頭開発㈱において財政的なリスクが高まったと判断した場合には、市の HP 等において、経営諸指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について情報公開することを検討すべきである。

また、議会に対しても上記の情報に加えて、泊ふ頭開発㈱の公益性・公共性の判断（意見

①参照) や出資に関する出口戦略(意見⑧参照)等の事項についても適宜議会に報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。